

# 令和6（2024）年度第2回みよし市公平委員会

## 議事録

日時 令和6（2024）年7月17日（水）

開会 午前11時

閉会 午前11時30分

場所 市役所5階政策審議会室

### 出席者（公平委員会）

委員長 倉橋洋子

委員 真島聖子

委員 村上雅則

### （事務局）

総務部部長

城 千穂子

事務職員（総務部次長兼総務課課長）

小野田 浩 司

事務職員（総務課主幹）

森 田 悟 史

事務職員（総務課副主幹）

押領司 一 詞

事務職員（総務課主任主査）

鈴 木 寛 之

事務職員（総務課主査）

一 丸 智 詩

### 次第

1 委員長あいさつ

2 議題

(1) みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

(2) 職員団体登録事項の変更について

3 報告事項

勤務条件に関する措置の要求について

4 その他

(1) 令和6（2024）年度みよし市公平委員会事業計画について

(2) みよし市公平委員会委員及び令和6（2024）年度みよし市公平委員会事務局職員について

| 名 前    | 内 容   |
|--------|---|
| 小野田次長  | <p>委員の皆様お揃いですので、ただ今から令和6年度第1回みよし市公平委員会を開催します。</p> <p>それでは、はじめに倉橋委員長から御挨拶をいただきたいと思いません。</p>  |
| 倉橋委員長  | <p>《挨拶》</p>   |
| 小野田次長  | <p>それでは、議題に入る前に本日出席しております事務局の職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>資料12ページをご覧ください。</p>  |
| 事務局    | <p>《自己紹介》</p>   |
| 小野田次長  | <p>今年度1年間このメンバーで事務局を担当させていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、これより議題に入っていきたいと思ひますが、委員長の進行により、議事を進めていただきたいと思ひます。それでは、委員長よろしくお願ひします。</p>                                |
| 倉橋委員長  | <p>出席者3名ですので、地方公務員法第11条第1項に基づき定足数に達しておりますので、ただいまより、令和6年度第2回みよし市公平委員会会議を開催いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、事務職員より説明してください。</p> |
| 押領司副主幹 | <p>《説明前に資料の確認》</p> <p>それでは、議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料2ページを御覧ください。今回のこの規則改正を議題とさせてい</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>ただくのは、公平委員会規則で定めることとされる「管理職員等」の範囲について、令和6年度人事異動により、改正する必要が生じたためであります。</p> <p>さて、この規則にあります「管理職員等」とは、資料2ページ参考にあります、地方公務員法第52条第3項2行目のただし書に規定がありますが、管理職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他勤務条件又は職員団体との関係について、当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員等のことをいいます。</p> <p>これらの職員の範囲は、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、公平委員会規則で定めることとされています。</p> <p>これらを踏まえて、今回の改正内容につきましては、上段の内容に記載のとおり、教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関にスポーツ推進監という「監」職が新設されたので、その職を追加する改正となります。以上が今回の改正内容になります。</p> <p>資料3ページが規則の改正に係る改正文で、資料4ページが改正に係る新旧対照表になります。</p> <p>なお、この規則改正は、公布の日から施行することとなっておりますので、御承認いただければ、後ほど、委員長の署名をいただき、速やかに公布したいと思います。</p> <p>以上で議題1の説明とさせていただきます。</p> <p>倉橋委員長  ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。</p> <p>村上委員  いくつか質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>今回「監」という職を追加するという説明でありましたが、今後この「監」が再びなくなった場合は、またそれを外す改正をする予定でしょうか。</p> <p>この「監」は次長と副参事との間にありますが、どのような立場の職位になりますでしょうか。</p> |
|--|---|

|        |  |
|--------|--|
| 押領司副主幹 | <p>管理職の範囲を指定しておいて、仮に職がなくなったとしても、範囲に指定しておいても差し支えないと考えますので、規則は改正せずに、そのまま残していく形で考えております。</p> <p>スポーツ推進監につきましては、次長級の職員であります。スポーツに特化した職であり、それを推進するための専門的な立場であります。</p> |
| 倉橋委員長  | その他の質問はよろしいでしょうか   |
| 真島委員   | 「次長」を「次長 監」に改正するというのでしょうか。   |
| 鈴木主任主査 | <p>資料3ページに記載の改め文のつくりのご質問であると理解していますが、この記載につきましては、法制執務上の話になりますが、その「監」という職を「次長」の次に記載するという意味で「次長 監」という表現を用いています。法制執務上の改め文を作成する上での作法ということで、このような表現をしています。</p>        |
| 村上委員   | 今の説明でありますと、資料の様な書き方をしないといけないということですね。  |
| 鈴木主任主査 | おっしゃるとおりです。  |
| 村上委員   | 真島委員のご指摘のとおり、この書き方だと「次長」を「次長 監」にするという曲解をされてしまうと思います。ただ、法制執務上はこのように表現するしかないということであれば、そのように理解するしかないですね。  |
| 倉橋委員長  | 「次長」と「副参事」の間に「監」を追加するといった、表現の方が分かりやすいですね。  |
| 鈴木主任主査 | 表を見ていただくと、各職の間にスペースがありますが、法制執務上スペースが空いていると、法律の改正でもそのような記載方法をとっていますので、それに倣った改正文の書き方をしています。おっしゃると  |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>倉橋委員長</p>  | <p>おり分かりにくい部分もあると思いますが、ルールに則って記載しているということになります。</p> <p>その他ご質問はありますでしょうか。</p> <p>他に特に御質問がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、御異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>御異議ないようですので、議題1「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」は、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題2「職員団体登録事項の変更について」、事務職員より説明してください。</p>  |
| <p>押領司副主幹</p> | <p>続きまして、資料5ページを御覧ください。令和6年6月26日付けでみよし市職員労働組合より、みよし市職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき、役員改任に伴う職員団体役員改任届が資料7ページから9ページのとおり公平委員会に提出されております。こちらにつきましては、例年組合から提出されているものになります。公平委員会では、既に登録を受けております職員団体からこのような届出が提出された場合に、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続と記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知しなければならないことになっております。</p> <p>今回、変更の内容について委員の皆様にご確認していただきたい点は、3点あります。資料6ページの地方公務員法第53条第3項及び第4項に、この3点の規定があります。</p> <p>1点目は、役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうかという点になります。</p> |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>2点目は、当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうかという点になります。</p> <p>3点目としては、職員団体が同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうかという点になります。</p> <p>まず、1点目の「役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうか」につきましては、資料8ページの役員改任証明書によって確認していただくことができます。公示日は令和6年6月17日、投票日は令和6年6月26日、カネヨシプレイス研修室において投票が実施されました。組合員総数341名に対して290名が出席し、投票方法は1人1票、直接、無記名となっております。</p> <p>次に2点目の「当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか」については、資料9ページの投票結果にあります投票総数341名に対しまして、立候補者それぞれの信任票数が、投票総数の過半数を超えていることを御確認いただけたと思います。</p> <p>最後に、3点目の「同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうか」の確認につきましては、事務職員で人事課に問い合わせ、同一の地方公共団体の職員のみによって組織されていることを確認しました。</p> <p>今回提出されました届出を委員の皆様を確認していただきまして、御承認がいただければ、本日付けで登録を行いまして、資料10ページの案のとおり、本日付けでみよし市職員労働組合に通知させていただきたいと思います。以上、説明とさせていただきます。</p> |
| 倉橋委員長  | <p>ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。</p>   |
| 真島委員   | <p>団体から届出されてから、登録の通知をする日数の定めがあったと思いますが、7月17日付での登録で、期間的には問題なかったでしょうか。</p>   |
| 押領司副主幹 | <p>問題はございません。</p>  |

|        |   |
|--------|---|
| 倉橋委員長  | <p>今回は6月26日に投票をされて、その日のうちに届出をされたという事でよかったですでしょうか。</p>   |
| 押領司副主幹 | <p>はい。</p>  |
| 倉橋委員長  | <p>本日の会議開催日が届出のあった日から30日以内であるので、期間的には問題ないということで良かったですでしょうか。</p>   |
| 押領司副主幹 | <p>はい。おっしゃるとおりです。</p>   |
| 村上委員   | <p>今回の議題とは直接関係ありませんが、議長は前の期の役員の方ということでしょうか。</p>   |
| 押領司副主幹 | <p>特に組合として決まりはなく、慣例的に実施しているとのことですが、前の前の委員長が議長を務めることにしていると聞いております。</p>   |
| 倉橋委員長  | <p>他に、御質問がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。議題2「職員団体登録事項の変更について」、御異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>御異議ないようですので、議題2の「職員団体登録事項の変更について」は、承認されたものといたします。</p> <p>これで、本日予定していた議題につきましては全て終了しました。それでは、次に報告事項であります「勤務条件に関する措置の要求」について、事務局よりお願いいたします。</p> |
| 押領司副主幹 | <p>公平委員会で取り扱う事務として、規則で「地方公務員法第8条第8項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求の手続き及び審査の結果とるべき措置に関すること」と「地方公務員法第48条の規定に基づき、職員の勤務条件</p>   |

に関する措置の要求および審査、判定の手続き並びに審査、判定の結果執るべき措置に関すること」とされています。

そのうち6月に「勤務条件に関する措置要求書」の提出がありましたが、7月に取下書の提出がされました。

ただし、再度内容について整理をした要求書の提出の意向があるとうかがっているため、その際は、第3回の委員会を開催することになります。その場合は、改めて事務局から日程調整をさせていただくことになると思います。

本日は、要求書が提出された場合の審査の流れにつきまして御説明させていただきます。

本日追加でお渡しした別紙1の「措置の要求の審査の流れ図」をご覧ください。

まずは、提出された要求書について、事務局にて調査をします。主な調査内容としては、①措置要求書の記載に不備がないか。②要求者が措置要求権を有するか。③要求事項が審査対象か。①の場合については、要求者に補正を依頼します。②③の場合は、受理前却下を視野に、必要に応じて要求者の詳細を照会する必要があります。

その後、委員会で要求書を確認していただき、その要求について「受理前却下」か「受理」の決定をしていただくことになります。

「受理前却下」の場合は、その旨を要求者に通知します。

「受理」の場合は、事案の審査を行います。審査の内容については、提出された要求書によりますが、内容についての意見書の提出要求や、事情聴取などを行い、委員会で判定を行っていただくことになります。

以上が簡単な事務の流れになります。

今後につきましては、流動的ではありますが、先ほどのご説明のとおり措置要求書が提出された場合については、第3回の委員会で審議することになると思います。ご承知おきいただければと思います。

以上で説明を終わります。

倉橋委員長

ただいまの説明につきまして、確認等があればお願いいたします。



|        |  |
|--------|--|
| 村上委員   | <p>今回要求が提出され、その後取下げされたということでありましたが、不備を指摘されたということで提出者が自主的に取下げをされたということでしょうか。</p>                            |
| 押領司副主幹 | <p>こちらから補正の要求をしていましたが、補正だけではなく、追加の要求も同時にされたので、当初の要求書については、いったん取下げしていただき、内容について整理をした要求書の提出をお願いした形になります。</p> |
| 村上委員   | <p>改めて要求書が提出されるということでしょうか。</p>   |
| 押領司副主幹 | <p>そういう意向であるとうかがっていますが、正式に提出されるかどうかはまだ分からない状況であります。</p>  |
| 倉橋委員長  | <p>公平委員会が直接関わるのは、受理されてから判定に関わるころでしょうか。</p>   |
| 押領司副主幹 | <p>要求を受理するかどうかの判定については、委員会で決定していただくことになります。</p>  |
| 真島委員   | <p>「交渉の勧奨」は誰がするのか。また、事案解決のための「あっせん」をするのは誰なのか。資料だと主語がないので、誰が、何をするのかが分かりづらいです。</p>                           |
| 押領司副主幹 | <p>基本的には受理の前までは事務局で対応し、受理後については、委員会で対応していただくことになります。</p>   |
| 倉橋委員長  | <p>実施調査を行うとありますが、その場合だと提出された要求書が妥当かどうかという調査を行うということでしょうか。例えばですが、要求者と面接などしていくということになるのでしょうか。</p>            |
| 押領司副主幹 | <p>必要があればそのような処置をとっていくことになります。</p>   |

|        |  |
|--------|--|
| 村上委員   | <p>判定の部分が一番重要になると思いますが、社会人としてのある程度の知識と常識については持っていると思っておりますが、地方公務員法など法律については、専門家ではないので、対応ができるかどうか分からない部分があります。</p>  |
| 押領司副主幹 | <p>事務局で他の自治体の判例を調べることができるので、類似の要求については、それを参考にいただき最終的な判定を委員会で実施していただければと思います。</p>                                   |
| 倉橋委員長  | <p>要求の内容によると思いますが、参考の資料などがあれば準備していただきたいと思います。</p>  |
| 押領司副主幹 | <p>要求書の内容を確認して、準備させていただきます。</p>  |
| 倉橋委員長  | <p>その他御質問はよろしかったでしょうか。</p>   |
| 真島委員   | <p>流れ図では、あっせんすることがありますとありますが、あっせんしないこともあるということですね。</p>   |
| 押領司副主幹 | <p>関係当事者間の関係性によると思います。すでに拗れてしまったケースでは、あっせんを促しても解決には導けない可能性が高いと思われます。</p>   |
| 真島委員   | <p>あっせんをしないとすると、すぐに判定をする。ということになりますか。</p>  |
| 押領司副主幹 | <p>要求の内容にもよりますが、すぐには判定できないと判断されるケースでは、何回か事実確認を行い、継続的に調査を実施することになると思います。他の自治体の例ですと、数年にわたって案件を継続しているケースもあるみたいです。</p> |
| 倉橋委員長  | <p>直接本人から話を聞くということも考えられるということですか。</p>  |

|        |   |
|--------|---|
| 押領司副主幹 | <p>必要があればそうすることになると思います。</p>  |
| 倉橋委員長  | <p>その他御質問がなければ、その他連絡事項について説明をお願いします。</p>  |
| 押領司副主幹 | <p>その他事項について説明をさせていただきます。</p> <p>資料の11ページをご覧ください。公平委員会の令和6年度の計画について、こちらに記載をさせていただきました。</p> <p>初めに令和6年4月26日に開催されました愛知県公平委員会連合会役員会及び総会につきましては、委員長と事務局で出席させていただき、原案のとおり可決されております。次に4月に書面開催で令和6年度第1回公平委員会を開催しました。内容につきましては、みよし市教職員組合事務所所在地変更における組合事務所の変更について、皆様に評決いただき登録の通知を発送しました。次に5月23日開催の全国公平委員会連合会東海支部役員会及び総会についてですが、こちらも委員長と事務局とで出席し、原案のとおり可決されています。</p> <p>次に、本日7月17日に令和6年度第2回公平委員会を開催しています。次に10月23日には、愛知県公平委員会連合会事務研究会が高浜市で行われる予定となっております。詳細が決定しましたら委員の皆様へ連絡させていただきます。</p> <p>最後に、令和7年2月か3月までの間で、例年、教職員組合において役員の改任が行われる予定ですので、案件があれば、公平委員会を開催しますので、その際には事務局から委員の皆様へ連絡をさせていただきます。</p> <p>続きまして、その他事項の2点目ですが、12ページをご覧ください。会の冒頭でも自己紹介させていただきましたが、こちらに委員の皆様と事務局の職員の一覧を記載させていただきましたので、また御覧いただければと思います。</p> <p>その他事項につきましては、以上でございます。</p> |
| 倉橋委員長  | <p>ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。</p> <p>他に、御質問がなければ、これを持ちまして本日の公平委員会は閉会</p>   |

|       |  |
|-------|--|
| 小野田次長 | <p>いたします。</p> <p>ありがとうございました。公平委員会の議事録には、委員の皆様の署名が必要です。後日、議事録を作成し、御署名をお願いしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、お忙しいところありがとうございました。</p> |
|-------|--|